

蓮田市環境保全事業支援補助金交付要綱

平成21年7月1日市長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の環境保全の振興又は促進に向けた市民の自主的な事業活動の推進を図るため、予算の範囲内で交付する蓮田市環境保全事業支援補助金(以下「補助金」という。)に関し、蓮田市補助金等交付規則(平成12年蓮田市規則第41号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「団体」とは、次の各号に掲げる要件を備えているものをいう。

- (1) 主として市内で活動する団体であること。
- (2) 団体の構成員が5人以上であって、かつ、代表者が明らかであること。

(補助事業)

第3条 補助の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、環境保全の振興又は促進を図るために実施される次に掲げる事業とする。

- (1) 道路や道路側溝などの公共の場所を定期的に清掃する環境美化事業(地域清掃活動事業)
- (2) ごみ集積所の設置、修繕その他ごみ散乱防止のための整備事業(ごみ集積所の維持管理事業)
- (3) 薬剤等による害虫の駆除事業(害虫駆除事業)
- (4) 飼い主のいない不妊去勢手術をした猫に対し、近隣住民の理解を得たうえで適切な給餌を行い、並びにトイレを設置する等、その地域において適切に管理していく事業(地域猫活動事業)
- (5) 沼や川等の自然環境の保全や再生を推進する事業(沼や川等の環境保全推進事業)
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が認めるその他の環境保全事業

(補助事業者)

第4条 補助事業者は、前条各号に掲げる事業を実施する市内の団体とする。

(補助対象経費)

第5条 補助事業の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、事業の実施に要する経費のうち、次に掲げる経費とする。

- (1) 清掃用具購入費
- (2) 草刈用具及び剪定用具購入費
- (3) ごみ散乱防止ネット等購入費
- (4) 薬剤購入費
- (5) 薬剤散布機器の購入費
- (6) 地域猫を適切に管理するために要する費用
- (7) 自然環境の保全及び再生に要する費用
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が認める費用

(補助金の額の算出)

第6条 補助率は補助対象経費の4分の3以内とし、補助限度額は、次の表に掲げるとおりとする。

補助事業		補助限度額
地域清掃活動事業（クリーン作戦事業）		50,000円
ごみ集積所の維持管理事業		50,000円
害虫駆除事業		50,000円
地域猫活動事業		200,000円
沼や川等の自然環境保全推進事業	(1) 埼玉県自然環境保全条例(昭和49年埼玉県条例第4号)第14条の規定により指定された県自然環境保全地域	300,000円
	(2) (1)以外の地域	50,000円
その他市長が認める環境保全事業		50,000円

2 補助事業の区分に応じ算出した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第7条 補助事業を実施しようとする者で、この要綱に基づく支援を受けようとするものは、次に掲げる書類を市長に提出するものとする。

- (1) 様式第1号の環境保全事業支援申請書
- (2) 様式第2号の環境保全事業実施計画概要書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の申請については、当該年度につき、1団体1回とする。

(交付決定)

第8条 市長は、前条に規定する申請を受けたときは、その内容を審査し、公益上補助する必要があると認められる場合は、速やかに補助金の交付を決定し、様式第3号の環境保全事業支援決定通知書により通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、当該事業が完了した日から30日以内又は当該年度の3月10日のいずれか早い期日までに様式第4号の環境保全事業実績報告書、様式第5号の環境保全事業補助効果報告書及び事業実施状況のわかる写真等を、市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の報告を受けたときは、その内容を審査し、又は必要に応じて実地に調査し、交付する補助金の額を確定し、様式第6号の環境保全事業支援補助金交付額確定通知書により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 補助事業者は、補助金の額が確定したのち、様式第7号の補助金交付請求書により市長に請求するものとする。

(交付決定の取消し等)

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、

補助金の交付を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) 虚偽の申請その他の不正手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を目的以外に使用したとき。

(3) 補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めたとき。

(関係書類の整備等)

第13条 補助事業者は、次に掲げる書類を整備しておかなければならない。

(1) 補助事業に係る収入、支出等を明らかにした帳簿

(2) 当該収入、支出等についての証拠書類

2 前項の書類は、当該補助事業の完了した翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

附 則 (平成25年2月19日市長決裁)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月18日市長決裁)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年2月20日市長決裁)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。